

倫理的配慮とその記述に関する留意点

ぜひ、論文作成および研究発表に役立ててください。

1. 研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べることについて

●研究のオリジナリティや価値、位置付けを明らかにし、発表の意義を明確に

研究課題は看護の実践の現場から生み出された貴重なテーマです。実践の中からこの研究課題が明らかになった後は、このテーマに関する文献を読み、これまでの先輩研究者たちがどのような研究を遺してきたのかをたどっていきます。これは、このテーマにおいてどのような研究が行われてきたのを知り、何がわかっているのか、何がわかっていないのか、今、何が問題となっているのかを調べるために行います。これが研究の背景になるものです。

そのなかから、自分の研究の位置付けを考えます。研究の背景を知らずに研究を行うことは、井の中の蛙という状況になり、同じ研究が繰り返されることになりかねません。これは研究のオリジナリティや研究の価値という側面からみて、問題を含むことになります。

●研究結果が出ているテーマを繰り返すことは、倫理的に問題

すでに研究結果が明らかになっている研究テーマを再度行うことは、研究対象者に不必要な労力を与えることになり、倫理的に問題があると考えられます。

同じような研究が過去に行われていたのを知らなかったという言い訳は通用しません。文献検討を行い研究の背景を明らかにする過程で、自分の研究テーマもより洗練されますので、この点について意識して取り組んでください。

2. 「当院」「当病棟」などの表記について

●研究フィールドを特定されない表記に

当院、当病棟という表現並びにイニシャルを使った表現は、著者の所属を見ることによって、固有名詞を使っているのと同じことになり、研究フィールドが特定されます。また、同時に当院、当病棟では、どのような種類の病院なのか、病棟なのかは伝わりません。この2つの理由から、当院、当病棟あるいは〇〇病棟といった表記は論文では使われていません。

院内発表では、当院、当病棟などの表現は自然であり、病棟の性質もわかっているわけですが、施設を離れた全国規模の発表ですので、以下の例を参考の上、変更してください。

例：「私立総合病院の内科病棟」、地域性の表示がその論文にとって必要であれば「関東近郊の公立病院」、規模が必要であれば「300床の公立総合病院」、役割を伝えたいならば「公立総合病院でその地区の感染症の中核病院」など、論文を理解する上で必要な説明を加えて表記します。

●研究フィールドを特定されない表記であれば、著者の所属が明記されても憶測に過ぎない

このように変更しても、著者の所属を見れば、研究フィールドは特定できるという疑問があるかと思いますが、研究フィールドはこの病院だろうと読者は思うでしょうが、論文中にフィールドを特定する表現がなければ、それは憶測に過ぎません。研究の対象ならびに研究フィールドを守る観点から、フィールドの特定を避けることが研究者の責任です。

3. 研究対象者の同意及び個人情報の記載について

●研究対象者に研究目的を説明し、自由意志で研究の同意を得たことの記載を明確に

研究対象者に研究目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を伝え、同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、事由に判断できた事実を記載する必要があります。たとえば入院中に病棟の看護ケアの質評価を、無記名で依頼を行っても、入院中の患者が自由意志で調査への参加を決定したとは判断しにくいので、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うようでは自由意志を尊重したとはいえません。

●研究への同意判断能力問題がある場合は代理人もしくは倫理委員会等で承認を得たことを記載

研究への同意判断能力に問題がある場合には、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には同意能力に問題があっても状態の回復とともに同意能力も回復してきた場合には、その時点で研究協力の同意を本人から再度得る必要があります。

●研究対象者に含めるべき人々を明確にし、同意を得たことを記載

研究対象者に含めるべき人々を明確にします。看護師へのインタビューを行った研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を研究で用いる場合には、その患者にも研究の同意を得ておく必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。

●研究対象者の個人情報とは特定されない表記に

データの解釈に必要な研究対象者の情報は記載が必要です。しかし、それ以上の不必要な個人情報を論文で公表することは避けなければなりません。たとえば、入退院月日、通院期間の年月日、名前のイニシャルなどです。公表するということは、誰でも読める可能性があるということです。対象者である患者さん自身が読んだとき、対象者となった看護師がそれを目にしたとき、これは自分だとわかることを避けます。

例：イニシャルや明確な年月日は、誰のことかわかる可能性が高いため、Aさんあるいは事例1に変更し、年月日については期間（発症から〇〇ヵ月など）で表現するなど、工夫して表記してください。

●結果に関係しない個人情報は省く

結果に関係しない情報は、論文には書きません。どういう対象者から集めたデータかを把握するために必要な情報か、結果の解釈に必要な情報か、の2点が記載するかどうかの判断基準です。年齢、性別、病名以外の個人情報に関して、この2点から見直して、不必要なものは削除してください。

研究結果の公表に際して個人が特定できないようにすることは、対象者と研究者の間の基本的な約束事です。研究対象者の保護は、研究倫理の中で重視されていることのひとつですので確認をお願いします。

4. 引用文献と参考文献について

●引用文献の記載は適切に

論文中に先行研究として活用する文献は引用文献です。例えば、「既に山田ら¹⁾が指摘しているように」あるいは「この結果は山田ら¹⁾とは異なり、〇〇の点で特徴があった。」等、文章そのものを引いていない場合でも、論文全体を引用文献として扱います。文章をそのまま引く場合も、もちろん引用文献になります。引用文献は、引用順に番号を付し、論文の最後にリストにして記載します。

参考文献は、引用はしていないけれどもその論文を書くのに不可欠だった文献という意味です。しかし、一般的には、その不可欠だった部分を引用文献にして扱うのが適切だと思います。論文を書くときは、引用文献のみにするですっきりしますので、この点を心掛けて論文をお書き下さい。

●孫引きではなく、原典から引用を

A氏の論文の中に引用されているB氏の意見を引用したい場合は、A氏の論文の文献リストからB氏の論文を探し、B氏の文献を自分で読んでから引用して下さい。

(日本看護学会実施要綱より抜粋)

(参考1) 倫理に関する資料

1) 日本看護協会：看護研究における倫理指針、2004年7月

https://direct.nurse.or.jp/jna_system/guideline/index.asp * 会員ダイレクトで閲覧できます

2) 国際看護師協会：看護研究のための倫理指針、2003年

<http://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/definition/data/guiding.pdf>

3) 厚生労働省：臨床研究に関する倫理指針、2003年7月(2008年7月改正)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf>

4) 文部科学省・厚生労働省：疫学研究に関する倫理指針、2007年8月全部改正、2008年12月一部改正

<http://www.niph.go.jp/wadai/ekigakurinri/shishin-all.pdf>

5) 厚生労働省：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、2004年12月

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1224-11a.pdf>

※上記URL は2012年11月現在のものです